

政務活動費 会計帳簿

議員氏名： 田中美貴子 平成31年度4月分

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
H31.4.15	G	資料購入費	3	新聞購読料 農業新聞		2,623	50%	1,311	京都やましろ農業協同組合 中宇治支店	4月分
H31.4.25	G	資料購入費	5	新聞購読料 京都新聞・各タイ新報		4,850	50%	2,425	京都新聞宇治販売所	4月分
H31.4.15	H	事務所費	2	事務所賃借料 光熱費含む		111,968	50%	55,984	有限会社 荒川産業	賃料5月分 3月分光熱費 ¥14,768
H31.4.15	H	事務所費	2	事務所賃借料 手数料		432	50%	216	JA京都やましろ農業協同組合 中宇治支店	
H31.4.25	H	事務所費	6	駐車場賃借料		6,300	50%	3,150		4月分
H31.4.25	H	事務所費	6	駐車場賃借料 振込料		108	50%	54	京都中央信用金庫	
H31.4.3	I	事務費	1	OA機器通信費(複合機リース料金)		11,556	50%	5,778	シャープファイナンス	4月
H31.4.22	I	事務費	4	コピーカウンター料金		8,605	50%	4,302	シャープマーケティングジャパン株式会社	4月
H31.4.25	I	事務費	7	通信費 固定電話料金		12,441	50%	6,220	NTTファイナンス株式会社	4月
H31.4.25	J	人件費	8	政務活動補助職員給与		214,662	50%	107,331		4月支給分
H31.4.25	J	人件費	8	雇用主負担分		42,177	50%	21,088	社会保険料等	4月支給分
H31.4.25	J	人件費	8	諸控除額		45,338	50%	22,669	社会保険料等	4月支給分
H31.4.3				政務活動費 入金	400,000		50%	0		4月分

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広聴広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務費
J	人件費

支出件数	収入計(A)	支出計(B)	計上計(C)
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
2件		7,473	3,736
4件		118,808	59,404
3件		32,602	16,300
3件		302,177	151,088
12件	400,000	461,060	230,528
		(A)-(C)	169,472

政務活動費領収書貼付用紙

員氏名(会派名)	田中美貴子	整理番号	3		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞購読料（農業新聞）				
支払金額	¥2,623	按分率	50%	計上額	¥1,311
按分率の考え方	選挙期間を含む為、使用実態が明らかでない為				
備考					

No 247355

領収書

田中美貴子事務所様

金額	百万	千	円
		¥2623	

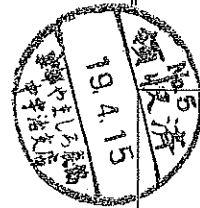
上記金額正に領収致しました。

但し、農業新聞 4月分

2019年4月15日

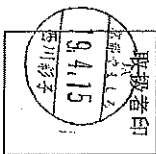
京都やましろ農業協同組合

中宇治支店



<印紙貼付欄>

※ 金額を訂正したもの、複写で書かれていないもの及び取扱者印のないものは無効



政務活動費領収書貼付用紙

員氏名(会派名)	田中美貴子	整理番号	5		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞購読料 (京都新聞・洛タイ新報)				
支払金額	¥4,850	按分率	50%	計上額	¥2,425
按分率の考え方	選挙期間を含む為、使用実態が明らかでない為				
備考					

503-0403-13

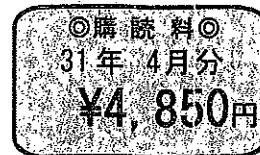
領収証

No. 455

荒川ビル

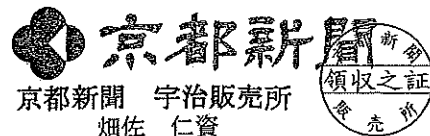
1階

田中美貴子事務所 様



購読紙	部数	金額
京都新聞朝刊	1	3,600
洛タイ新報	1	1,250

上記、正に領収致しました。[税込]
平成31年4月25日



京都新聞 宇治販売所
畑佐 仁資
宇治市菟道田中23-6
TEL : 0774-20-5443

毎度ご愛読ありがとうございます。
今後ともよろしくお願ひいたします。

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: ⑥と同率)
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: ⑥と同率)
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 人 按分率 /) (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 /) (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 /) (按分率の考え方:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1人 按分率 1/2 (按分率の考え方: ⑥と同率) <div style="text-align: center;"> <hr/> 計 1 人 </div>
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費
⑭ 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所賃貸借契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表
⑮ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。

[参考] 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2 で按分

政務活動費領収書貼付用紙

員氏名(会派名)	田中美貴子	整理番号	2
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費		
支払内容	事務所賃借料 (振込料・光熱費含む)		
支払金額	¥112,400	按分率	50% 計上額 ¥56,200
按分率の考え方	選挙期間を含む為、使用実態が明らかでない為		
備考	請求書 添付		

この「Aバンク」を「Bバンク」に変更した場合は「C」に記入してください。

JANET

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

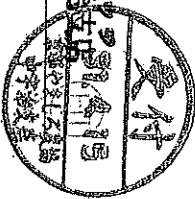
31年4月15日

口座振替 ①普通 2:当座 4:貯蓄 9:その他 1 3 2 4 6 9 1	振込先 京都府中野市 中野市農協 中野支店	振込元 田中美貴子 〒611-0021 京都市中野区 中野134-1
振込金額 111,968	手数料 5	手数料 432

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から貯金を払い戻して振り込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。
- この振込受付書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などにより必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

京都府中野市農協 中野支店

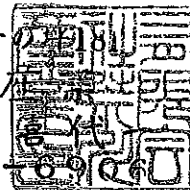


請求書 31年4月10日

No. _____

田中 美貴子 様

京都府宇治市榎島町一
 有限会社 荒川
 代表取締役 荒川
 TEL (0774) 23-0906



下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額		¥111,968		税率	消費税額等	
				%		
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)		摘要
	1 5月分賃料			85000	0	
	2 共益費			5000	0	
	3 消費税	8%		7200	0	
	4 3月分電気使用料					
	5 47293k - 46814k = 479k					
	6 15kまで				340	
	7 15kから120kまで	105k	20円84銭		2180	
	8 120kから300kまで	180k	27円27銭		4900	
	9 300k超過分	179k	31円01銭		5550	
	10 屋上ター- (エコー)					
	11 12963k - 12839k = 124k					
	12 124k x 14円50銭				1798	14768
	13					
	14					
	15					
合計				111968		

コクヨ U-312

定期建物賃貸借契約書（事業用）

貸主 有限会社 荒川産業 代表取締役 荒川喜代一 (以下「甲」という。)と

借主 田中 美貴子 (以下「乙」という。)は、

この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	宇治荒川ビル 1 階 A 号室 区画番号 ()		
	所 在 地	(建物表示) 京都府宇治市宇治壱番 1 3 4 - 1		
		(登記記録) 住居表示に同じ		
	構 造	鉄筋コンクリート造 / 4階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 6 3 年 1 月
面 積	5 5 . 2 1 m ²			
賃 貸 方 法				
附 属 施 設	駐 車 場	<input type="checkbox"/> 含む・ <input type="checkbox"/> 含まない (円/月) 無	
	自 転 車 置 場	<input type="checkbox"/> 含む・ <input type="checkbox"/> 含まない (円/月) 敷地内有	
	物 置	<input type="checkbox"/> 含む・ <input type="checkbox"/> 含まない (円/月) 無	
	専 用 庭	<input type="checkbox"/> 含む・ <input type="checkbox"/> 含まない (円/月) 無	
		<input type="checkbox"/> 含む・ <input type="checkbox"/> 含まない (円/月)	
		<input type="checkbox"/> 含む・ <input type="checkbox"/> 含まない (円/月)	

頭書(2) 事業内容

京都府議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

平成 2 7 年 5 月 1 日 から 平成 3 1 年 4 月 3 0 日 まで (4 年 間)

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 91,800円 〔内消費税等 6,800円〕	共益費	月額 5,400円 〔内消費税等 400円〕	家財 保険料	円
敷金	円 (賃料 ヵ月)		円	附属 施設料	月額 円 〔内消費税等 円〕
保証金	円 (賃料 ヵ月)	償却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. MIWA 70577015 7057015	本数	1本		本
賃料等の支払時期	翌月分を	<input checked="" type="checkbox"/>	日まで	<input checked="" type="checkbox"/>	
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落	京都やま 持参 委託会社名	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	中宇治支店 普通1324691 (有)荒川産業	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅) TEL
	(勤め先) TEL
	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社 荒川産業 代表取締役 荒川喜代一
	住所 京都府宇治市槇島町一ノ坪181番地

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
全国賃貸不動産管理業協会 会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (<input type="checkbox"/> 賃貸不動産管理士 <input type="checkbox"/> 賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 荒川 喜代一
	住所 京都府宇治市槇島町一ノ坪181番地

政務活動費領収書貼付用紙

員氏名(会派名)	田中美貴子	整理番号	6
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費		
支払内容	駐車場賃借料(振込料含む)		
支払金額	¥6,408	按分率	50% 計上額 ¥3,204
按分率の考え方	選挙期間を含む為、使用実態が明らかでない為		
備考			

ご利用明細票			
<small>当金庫をご利用いただきありがとうございます。 ただいまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞお確かめください。</small>			
3年 04月 25日	取扱店 〇	種別 〇	取引番号 2420
銀行番号	支店番号	口座番号	***現金振込***
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥6,300	
09:35	受付番号 〇〇18	お取引後残高	
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥108	利用料	¥0
様			
ご依頼人 電話 0774202002			
タナカミキコ 様			
お釣			¥192

※裏面のご案内もご覧ください。

自動車駐車場契約書

貸主 ()
借主 (田中美貴子)

上記者間に於て下記のとおり契約した。

第1. 貸主はその所有する下記の所在の土地に
借主の所有する自動車の保管駐車使用を
許すことと約し借主は駐車料として支払
うことと約した。
所在地 (宇治市宇治若森2-6)
駐車場名

第2. 本駐車場使用期間
平成29年5月1日～平成31年4月30日至
る2年間

第3. 本駐車場駐車料金は一ヶ月につき
金 (6,300) 円也と定め借主は本契約締
結と同時にこれを貸主に支払う。

第4. 駐車料は当月28日までに翌月分を貸主の
指定する方法により支払う。

第5. 借主が期間満了前に解約を希望する時は、
必ず貸主の) まで申
し出るものとし、申し出なきまま駐車場
を使用しない場合においても貸主が契約
終了と確認するまでの間の駐車料を借主
は支払わなければならない。

第6. 借主は駐車場をその占有する下記車両の
格納以外の目的に使用してはならない。
1. 車両登録番号 ()

2. 車両名 (ホンダ FIT)

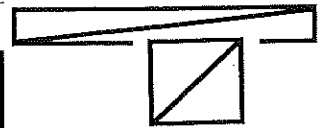
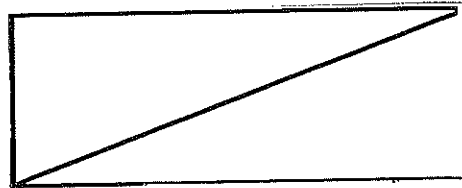
- 第7. 駐車場内における駐車場所は貸主の指定場所のみに限る。
- 第8. 借主は駐車場内において境界壁等の車両格納設備の設置、その他土地の現状に変更を加える行為をしてはならない。
- 第9. 駐車期間の満了に際しては異議なく本契約を終了するものとする。但し存続期間満了の際、貸主、借主協議の上、新契約締結して更新することができる。
- 第10. 貸主において、期間満了前に自ら駐車場土地を使用する必要が生じた時は、借主に対し三ヶ月前に予告して本契約を解約することができるとする。
- 第11. 借主が駐車場の支払いを一ヶ月でも怠り反直たるとは、その他本契約の各条項に違反した場合は、貸主は催告を要しないで、直ちに契約を解除することができるとする。
- 第12. 場内における借主の責任による事故損害は貸主は一切その責に任じない。
- 第13. 借主は臨時駐車権を譲渡し、又は転貸した場合は、直ちに貸主は本契約を解除することができるとする。
- 第14. 借主が臨時駐車場を返還する場合、立退料その他これに類する物は一切請求してはならないものとする。
- 第15. 借主が車庫証明の必要により生じた本契約の駐車場の駐車料は第3条規定にかかわらず原則として一年の駐車料を契約締

(一年以上)
結と同時に支払う。但し、既契約者の
車両入替えに伴う車庫証明の必要を生じ
た場合はこの限りではない。

上契約成立を証するため、本書二通を作成し、
各署名捺印してそれぞれの一通を所持する。

平成29年4月7日

貸主 住所
氏名
TEL

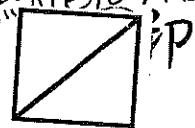


借主 住所
氏名
TEL

子治市字治壺番134-1 蒸川ビル1階

田中美貴子

0774-20-2002



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

員氏名(会派名)	田中美貴子	整理番号	1		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費				
支払内容	OA機器通信費(複合機リース料金)				
支払金額	¥11,556	按分率	50%	計上額	¥5,778
按分率の考え方	選挙期間を含む為、使用実態が明らかでない為				
備考	請求書 添付				
4 31.04.03 オペレーティング *11,556					

611-0021

京都府宇治市宇治壺番134-1

田中美貴子事務所 御中

(6601K0438347) 00999-00999

(お問い合わせ窓口)

545-8522
大阪市阿倍野区长池町22番22号

シャープファイナンス(株)

事務センター
06-6625-0333

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

064964 337

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	平成27年 5月25日	お問い合わせ番号	6601K0438347
商品名	デジタルカラーフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	平成27年 5月25日から 平成32年 5月24日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	693,360円	内消費税額	51,360円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

支店	口座番号*****
預金種	口座名義人 ｸﾞｶ ﾏﾞｺ
お取扱店	シャープビジネスソリューション 株式会社 TEL 078-795-6384

お支払明細

作成日 平成27年 5月25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	27:7	11556	856		49	31:6	11556	856	
2	27:7	11556	856		50	31:7	11556	856	
3	27:8	11556	856		51	31:8	11556	856	
4	27:9	11556	856		52	31:9	11556	856	
5	27:10	11556	856		53	31:10	11556	856	
6	27:11	11556	856		54	31:11	11556	856	
7	27:12	11556	856		55	32:1	11556	856	
8	28:1	11556	856		56	32:2	11556	856	
9	28:2	11556	856		57	32:3	11556	856	
10	28:3	11556	856		58	32:4	11556	856	
11	28:4	11556	856		59	32:5	11556	856	
12	28:5	11556	856		60	32:6	11556	856	
13	28:6	11556	856						
14	28:7	11556	856						
15	28:8	11556	856						
16	28:9	11556	856						
17	28:10	11556	856						
18	28:11	11556	856						
19	28:12	11556	856						
20	29:1	11556	856						
21	29:2	11556	856						
22	29:3	11556	856						
23	29:4	11556	856						
24	29:5	11556	856						
25	29:6	11556	856						
26	29:7	11556	856						
27	29:8	11556	856						
28	29:9	11556	856						
29	29:10	11556	856						
30	29:11	11556	856						
31	29:12	11556	856						
32	30:1	11556	856						
33	30:2	11556	856						
34	30:3	11556	856						
35	30:4	11556	856						
36	30:5	11556	856						
37	30:6	11556	856						
38	30:7	11556	856						
39	30:8	11556	856						
40	30:9	11556	856						
41	30:10	11556	856						
42	30:11	11556	856						
43	30:12	11556	856						
44	31:1	11556	856						
45	31:2	11556	856						
46	31:3	11556	856						
47	31:4	11556	856						
48	31:5	11556	856						

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

リース契約書(兼個人情報収集・保有・利用・提供に関する承諾書)

(裏面の同意条項に基づき契約約款を承諾の上、この契約を締結します。)

No. 1056(15.03.25)
契約書(控)

申込 1.新規 2.機種変更 3.増設
機種変更の場合、旧契約番号
申込年月日 平成 27 年 05 月 18 日
左記契約番号のリース物件をリース解除し、
その解約金を含むた契約として承けています。

貸借人(甲)

住所 〒611-0021 京都府宇治市宇治番134-1
社名 シャープファイナンス株式会社
代表者 田中美貴子
8. 公的機関 設立 明大昭平
個人事業主 (1男・2女)
代表者 田中美貴子
9. 法人 8. 公的機関 設立 明大昭平
個人事業主 (1男・2女)
代表者 田中美貴子
10. 自己所有 02. 家族所有 03. 社宅・官舎 04. 借家
05. 賃貸マンション 06. 公団・公営 09. アパート

収入 万円
勤続 年
居住 年
家族 人
配偶者 1有・0無
同居のご家族 人
電話番号
E-mail
担当窓口
代表者名
担当者名

連帯保証人

お勤め先 名称・所屬・役職
ご自営
所在地
性別 生年月日 年令 賃借人との関係 ご家族
1男2女 (9. 法人) 大・昭平 才
配偶者 1有・0無 子供()人
01. 自己所有 02. 家族所有 03. 社宅・官舎
04. 借家 05. 賃貸マンション
06. 公団・公営 09. アパート

連帯保証人

お勤め先 名称・所屬・役職
ご自営
所在地
性別 生年月日 年令 賃借人との関係 ご家族
1男2女 (9. 法人) 大・昭平 才
配偶者 1有・0無 子供()人
01. 自己所有 02. 家族所有 03. 社宅・官舎
04. 借家 05. 賃貸マンション
06. 公団・公営 09. アパート

お支払口座

ゆうちょ銀行
種目コード 166 支店 00910-2-42808
種別 34
口座番号
通帳記号 1 0
通帳番号(右ゾム記入)

NO	物件名/機種名 メーカー名/数量/設置場所/住所	製造番号
1	デジタルカラー複合機 シャープ 1台 京都府宇治市宇治	MX2517FN
2	以下余白	
3		
4		
5		
6		
7		
8		

リース期間 60 日

リース開始予定日 平成 年 月 日

リース終了日 平成 年 月 日

項目	金額
リース料	10,700 円
消費税等	856 円
合計	11,556 円

再リース料(年額) 年間リース料 × 1/10相当額

保守料代理受領明細

項目	回数	日	金額
保守料	第1回目	平成 年 月 日	
保守料	最終回	平成 年 月 日	
消費税等			
合計			0 円

リース契約についてのお問合せ窓口
シャープファイナンス株式会社 神戸支店
〒654-0161 神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2
TEL 078-795-7708 FAX 078-795-7795

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

員氏名(会派名)	田中美貴子	整理番号	4
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費)・人件費		
支払内容	コピーカウンター料金		
支払金額	¥8,605	按分率	50% 計上額 ¥4,302
按分率の考え方	選挙期間を含む為、使用実態が明らかでない為		
備考	請求書添付		
15.31.04.22 (MHF) SHARP *8,605			

611-0021

発行日 2019年03月20日

京都府宇治市宇治壺番134-1

601-8102

京都市南区上鳥羽菅田町48番地

田中美貴子事務所 様

シャープマーケティングジャパン株式会社
京都技術センター



0314 S

(TEL)075-681-9551

お問合せNO : 6AKB-122223

お客様コード : TAT25001

毎々格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
右記の通りご請求申し上げますので、ご照合の上
お支払い願います。
万一、内容にご不明な点がございましたら、上記迄
ご確認願います。

今回ご請求金額	8,605 円
お買上合計額	7,968 円
消費税等	637 円

引落銀行名	[REDACTED]		
口座番号	****	*****	
口座名義	タカミキ		

04月22日に上記銀行口座より引落しさせて頂きます。
お客様の情報保護のため口座番号は非表示としております。

注文番号

日付	伝票番号	料 金 内 訳	枚 数	単 価 (税抜)	金 額 (税抜)	合計金額 (税抜)
0320	122223	(S) カウンターご使用料金 カウンター料金合計			7968	7968

カウンターご使用料金の請求金額計算書		カウンター料金名称		金 額
(L) 最低料金	1,000	(1) モノクロ		2664
(S) カウンターご使用料金	7,968	(2) フルカラー		5304
(L) ≥ (S) の場合 ご請求金額 = (L) の金額				
(L) < (S) の場合 ご請求金額 = (S) の金額				7,968
				(カウンターご使用料金) 7968

機 器 設 置 場 所		検 針 期 間	
設置先名	田中美貴子事務所 田中美貴子	検針NO	122223
電話番号	0774-20-2002	検針対象期間	2019.02.21 ~ 2019.03.20
郵便番号	611-0021		
設置先住所	宇治市宇治壺番134-1		
機種名	MX2517FN		
製造番号	55030174		
契約番号	AKKCT15-003		
設置先コード	02733500		

シャープ複合機カウンターサービス契約書

田中美貴子事務所 田中美貴子 (以下「甲」という) とシャープビジネスソリューション株式会社 (以下「乙」という) は、甲が使用する次のシャープ株式会社製複写機または複合機本体およびそのオプション機器 (以下総称して「対象商品」という) の乙による保守サービスの提供について、以下のとおり合意します。

1. 契約対象商品 (モデル名)

		本体	オプション機器					
型名	MX2517FN	MXDE14						
製造番号	55030174	5E011174						

2. 設置場所

所在地	京都府宇治市宇治壺番 134-1		
事業所名		部 課 名	
取扱責任者		電 話 番 号	0774-20-2002

3. 契約期間

契約期間	2015年5月 18 日から 5年間
------	--------------------

4. カウンター料金計算の開始日および料金計算開始時の使用カウント数

料金計算の開始日	2015年5月 18 日		
料金計算開始時の使用カウント数	モノクロ: 10 カウント	カラー: 10 カウント	

5. カウンターサービス料金の支払条件および使用カウント数の確認予定日 (締切日)

支払条件	末日締 翌月 20 日 支払 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 銀行振込
初回の使用カウント数確認予定日	2015年6月 20 日
2回目以降の使用カウント数確認予定日	毎月 20 日

「銀行振込」に○印が付いている場合は、銀行振込手数料は甲の負担となります。

6. 請求書の送付先

請求書送付先	<input type="checkbox"/> 甲の住所 <input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 下記先
請求書送付先住所	

7. シャープパワーネットシステムの利用の有無

シャープパワーネットシステムの利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
----------------------	---

「有」に○印が付いている場合は、第20条が適用されます。

また、シャープパワーネットシステムに供する回線については、○印が付いている回線を利用します。

<input type="checkbox"/>	FAX回線 (番号)	
<input type="checkbox"/>	インターネット (eメールアドレス)	
<設置先コード>		

上記以外の契約条件については、以下のカウンターサービス契約条項によります。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有します。

2015年 5月 18日

(甲) 京都府宇治市宇治壺番 134-1

(乙)

田中美貴子事務所
田中美貴子



神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2号
シャープビジネスソリューション株式会社
神戸技術センター
所長 山田伸次



カウンターサービス契約条項

第1条 (目的)

本契約は、甲が乙に対し月間使用カウント数に応じたカウンター料金および表記1の対象オプション機器の追加保守料金（以下、総称して「カウンターサービス料金」という）を毎月支払い、乙が甲に対して、対象商品の保守サービスを提供する条件を定めることを目的とします。

第2条 (保守サービス)

1. 本契約に基づき乙が甲に対して提供する保守サービスの内容は、次のとおりとします。

- ①対象商品を良好な状態に維持するため、サービス技術者を派遣し、乙所定の点検・調整および感光体ドラム、デベロッパー、トナーの供給・交換を行います。ただし、用紙等の供給は含まれません。
 - ②対象商品が故障した場合、甲は、乙に対して遅滞なく連絡するものとし、乙はこの連絡に基づき、サービス技術者を派遣して対象商品を修理します。なお、本号前段の連絡がない場合、対象商品の故障に関し乙は責任を負わないものとします。
 - ③対象商品の設置時に、甲が定めた表記2の取扱責任者に対して対象商品の取り扱いについての指導を行います。
2. 前項の点検・調整または修理時に対象商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。
3. 第9条に定める場合を除き、第1項の保守サービス提供に要する費用は全て第6条のカウンターサービス料金に含まれるものとします。
4. 保守サービスの提供は、乙の営業時間内に行われるものとします。

第3条 (使用カウント数)

- 使用カウント数とは、甲が対象商品のコピー機能、プリント機能、ファックス機能等を利用して出力した回数をいい、1片面出力ごとに1カウント、1両面出力ごとに2カウント進みます。
- 前項にかかわらず、添付の料金表の「A3用紙の使用カウント数の算出基準」の「ダブル」に○印が付いている場合、A3サイズ用紙の使用カウント数は、1片面出力ごとに2カウント、1両面出力ごとに4カウント進みます。なお、当該欄の「シングル」に○印が付いている場合、A3サイズ用紙の使用カウント数について、前項の規定が適用されるものとします。

第4条 (設置場所の変更)

- 甲は、対象商品を表記2の設置場所において使用するものとし、対象商品を当該設置場所以外に移動して使用する場合は、予め書面により、乙の承認を得るものとします。
- 前項の場合、対象商品の移動は、原則として乙の立会いの下で甲が甲の費用で行うものとします。乙の立会いに必要となる費用については、乙が乙の規定に基づく料金を甲に請求し、甲は乙にこれを支払うものとします。
- 前項にかかわらず、甲の依頼に基づき乙が対象商品を移動した場合、乙はこれに要した費用を甲に請求できるものとします。

第5条 (用紙等)

甲は、対象商品の使用にあたり、原則として乙の定める規格に適合した用紙等を使用するものとします。ただし、甲がその選択により、当該用紙等以外の用紙等の使用を希望する場合、甲は事前に乙に相談するものとします。

第6条 (カウンターサービス料金)

- 甲が乙に支払うカウンターサービス料金のうちカウンター料金は、添付の料金表に従い、次の何れかの方式で計算するものとします。
 - 基本料金方式
月間基本料金と、月間使用カウント数に応じて算出する加算料金の合計額とし、それぞれの明細は添付の料金表に定めるとおりとします。なお、甲は乙に対し、当月の月間使用カウント数に関係なく当月の月間基本料金を支払うものとします。
 - 最低料金方式
原則として、月間使用カウント数に応じて算出する金額とし、その明細は添付の料金表に定めるとおりとします。ただし、月間使用カウント数により算出された金額が添付の料金表の月間最低料金に満たない場合は、月間最低料金が適用されるものとします。
- カウンター料金の計算の開始日、およびカウンター料金の計算開始時の使用カウント数、ならびに初回および以後の毎月の使用カウント数の確認予定日は表記4および表記5のとおりとします。
- 乙は、甲乙協議の上取り決めた方法により毎月の使用カウント数を確認し、確認された使用カウント数に基づき毎月の月間使用カウント数を算定し、これに従い毎月のカウンター料金を計算するものとします。なお、表記7において「有」に○印が付いている場合は、毎月の使用カウント数の確認方法に関して第20条第1項の規定が適用されます。
- カウンター料金の計算開始日から初回の使用カウント数の確認日までの期間が1ヶ月に満たない場合、その翌月の確認日をもってカウンター料金を計算するものとします。この場合の月間基本料金または月間最低料金は、1ヶ月分の料金が適用されるものとします。
- 本契約が理由のいかんを問わず終了する場合、甲は乙が行う使用カウント数の最終確認に異議なく協力するものとし、甲の責に帰すべき理由で最終確認がなしえなかった場合、あるいは最終確認日とその前の確認日より1ヶ月に満たない場合、甲は、乙の定める基準により計算された金額を直ちに乙に支払うものとします。
- 甲が乙に支払うカウンターサービス料金のうち追加保守料金は、使用カウント数の確認日を締切日とする月額料金とします。なお、本契約開始時において、第4項の期間が1ヵ月に満たない場合、追加保守料金は1ヶ月分の料金が適用されるものとし、本契約終了時において、前項の期間が1ヶ月に満たない場合、甲は、乙の定める基準により計算された金額を直ちに乙に支払うものとします。

第7条 (感光体ドラム、デベロッパー、トナーの取り扱い)

- 感光体ドラム、デベロッパーおよび未使用のトナーの所有権は乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、かつ通常の用法に従い使用するものとします。また、表記1の対象商品以外の複合機等に転用してはならないものとします。
- 甲が前項に反して感光体ドラム、デベロッパーおよび未使用のトナーを損傷、転用、紛失等した場合は、甲は乙が被った損害を賠償するものとします。
- 本契約が解除された場合あるいは終了した場合、または、甲が対象商品の処分（廃棄、下取り、売却等）を希望する場合は、事前に書面にてその旨を乙に通告すると共に、甲は乙に対して直ちに感光体ドラム、デベロッパーおよび未使用のトナーを返還するものとします。なお、感光体ドラム、デベロッパーおよび未使用のトナーが直ちに返還されない場合、乙は甲の保管場所に立入り、感光体ドラム、デベロッパーおよび未使用のトナーを持ち帰ることができるものとします。

第8条 (対象商品の適正使用)

甲は対象商品を利用して、「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されているコピーその他一切の行為をしてはならないものとします。また、甲はこれを徹底するため取扱責任者を定め、対象商品、用紙等、感光体ドラム、デベロッパーならびにトナーの使用について充分な管理を行うものとします。

第9条 (別途料金)

- 第2条第3項にかかわらず、次の原因による故障については、第6条のカウンター料金とは別に、乙は甲に別途その修理等に要した費用を請求できるものとします。
 - ①取り扱い上の不注意もしくは誤用または不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責に帰すべき事由による故障
 - ②乙以外による改造、分解、修理等による故障
 - ③乙が指定する部品または消耗品以外による故障
 - ④第4条第1項にかかわらず、甲が無断で対象商品を表記2の設置場所から移動させたことによる故障
 - ⑤火災または天変地異その他これに類する災害による故障
 - ⑥その他対象商品に起因しない原因による故障
- 対象商品が離島およびこれに準ずる遠隔地に設置されている場合、乙は対象商品の設置および保守サービスの実施にあたり、乙の規定に基づく実費を甲に請求することができるものとします。
- 第2条第4項にかかわらず、甲のやむを得ない事情等により、乙が乙の営業時間外に対象商品の設置および保守サービスを実施した場合、乙は乙所定の料金を別途甲に請求することができるものとします。

第10条 (支払い)

- 甲は、乙からの請求に基づき、カウンターサービス料金を表記5の支払条件で、乙に支払うものとします。
- 甲は、カウンターサービス料金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から完済の日まで日歩3銭3厘の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第11条 (再委託)

乙は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を乙が認定するサービス協力店に再委託することができるものとします。この場合、乙は本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を当該サービス協力店に課するとともに、当該サービス協力店の行為について甲に対し責任を負うものとします。

第12条 (秘密の保持)

- 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の全ての情報を秘密として厳重に管理するものとし、書面による相手方の事前承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本契約履行の目的以外に使用し、または第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。なお、第三者には、乙の再委託先であるサービス協力店および乙の関係会社を含まないものとします。
- 次の各号の一に該当するものは、本条における秘密保持の対象から除外されるものとします。
 - ①公知・公用のもの
 - ②知得した後、自己の責によらずに公知・公用となったもの
 - ③知得した際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの
 - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの
 - ⑤知得した後、知得した情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの
- 甲および乙は、第1項の情報(前項各号に掲げるものを除く)につき、裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所または行政機関に対して当該情報を開示することができるものとします。
 - ①開示する内容を予め相手方に通知すること
 - ②適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
 - ③開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること
- 甲は、乙より提供される情報を乙の事前の承諾を得ないで複製、複製してはならないものとします。
- 甲および乙は、第1項において、書面による相手方の事前の承諾を得て、第三者に相手方の情報を開示するときは、本条に基づき自己に課される義務と同一の義務を当該第三者に課すものとします。また、乙は、再委託先であるサービス協力店および乙の関係会社に甲の情報を開示するときは、自己の責任において本条に基づき自己に課される義務と同一の義務を当該サービス協力店および関係会社に課すものとします。
- 本条に基づく義務は、本契約終了後も引き続きその効力を有するものとします。

第13条 (反社会的勢力の排除)

- 甲および乙は、自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)でないことおよび今後も反社会的勢力に属さないことを表明・保証します。
- 甲および乙は、本契約の履行に関連して、次の各号の一に該当する行為をしてはならないものとします。
 - ①相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、もしくは相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと、または偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - ②反社会的勢力である第三者をして前号の行為を行わせること
 - ③自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

第14条 (解除)

- 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何等通知催告を行なうことなく、即時本契約の全部または一部を解除することができます。
 - ①本契約の条項の一に達背し、催告後30日を経過してもなお達背状態が是正されないとき
 - ②期間内に契約を履行する見込がないと認められるとき
 - ③第三者から差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたとき、破産・民事再生・特別清算・会社更生手続開始等の申立があったとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき
 - ④営業を廃止・休止・変更し、または第三者に管理される等営業内容に変更があったとき、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑤手形もしくは小切手を不渡としたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ⑥甲または乙に対して背信行為があったとき
 - ⑦公序良俗に反する等の行為があり、甲または乙において取引の継続を不当と認めたとき
 - ⑧財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑨その他上記各号の一に準ずる事由があったとき
- 甲および乙は、前項各号の一に該当した場合、何等通知催告を受けることなく直ちに期限の利益を失うものとし、相手方に対する全債務を直ちに支払わなければなりません。
- 甲が第1項各号の一に該当した場合、乙は何等通知催告を行うことなく保守サービスの提供を一時停止することができます。かかる保守サービスの提供の一時停止により甲が損害を被った場合でも、乙は当該損害につき責任を負わないものとします。
- 甲または乙が第1項各号の一に該当したことによって相手方が損害を被ったときは、当該相手方は、同項に基づき契約を解除したか否かを問わず、その損害の賠償を請求することができます。

第15条 (不可抗力免責)

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、その他の不可抗力により本契約の全部または一部につき履行遅滞または履行不能が生じた場合、乙はその責を負わないものとします。

第16条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約について法律上の紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 (権利譲渡等の禁止)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約により生ずる一切の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または承継させてはならないものとします。

第18条 (有効期間)

1. 本契約の契約期間は表記3のとおりとします。
2. 前項の契約期間満了後も甲が継続して対象商品の使用を希望する場合、乙が対象商品の耐用可能性等を確認した上で、乙が定める方法による合意をもって、最長3年間に限り契約を延長できるものとします。この場合、甲は乙に対して、第6条のカウンターサービス料金にこれの10%相当額の特設保守料を加算して支払うものとします。
3. 本契約の契約期間中(前項に基づく延長期間中を含む)に対象商品の廃棄、下取り処分その他乙の責によらざる事由により、保守サービスの継続が不可能となった場合、本契約は前2項にかかわらず、その時点で終了するものとします。

第19条 (信義誠実の原則)

本契約に規定なき事項および本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実を旨とし、両者協議の上解決するものとします。

第20条 (シャープパワーネットシステムに関する特約)

1. 甲は、乙が、第2条の保守サービス実施および第6条に基づく使用カウント数の確認の目的で、対象商品本体に備えている機能により、電話回線またはインターネット回線を通じて、対象商品の使用カウント数・トラブル情報や消耗品の使用状況等の情報を自動的に収集し、また、遠隔操作により障害復旧等の対応を行うこと(以下「当該システム」という)に同意します。
2. 甲は、乙が当該システムの運用のため、甲のFAX番号またはeメールアドレスを乙の当該システムおよび対象商品本体に登録すること、およびインターネット回線を利用する場合、甲のネットワーク接続環境(サーバー名等)を確認することに同意するとともに、乙が運用する当該システムに協力するものとします。
3. 当該システムの運用に要する費用は、乙の負担とします。
4. 乙は、当該システムの運用により収集したデータを、第1項記載の目的、および新たな商品・サービスの提案の目的以外に使用しないものとします。
5. 本条は、甲が当該システムを利用しない旨を本契約時に表記した場合、適用除外とします。
6. 乙は甲に対し2ヶ月前までに通知することにより、本条の適用をいつでも終了させることができるものとします。この場合、当該期間の経過をもって本条の適用は終了し、以後は本条を除く本契約の他の規定が引き続き適用されるものとします。

カウンターサービス料金表

カウンター料金 (1台あたり)

[] A. 基本料金方式 [O] B. 最低料金方式 (料金方式いずれかにO印)			
月間基本料金または月間最低料金		1000 円	
月間基本料金に含まれる月間使用カウント数	モノクロ: カウント	カラー: カウント	
モノクロ		カラー	
月間使用カウント数	1カウント当りの単価	月間使用カウント数	1カウント当りの単価
1 ~ 999999	2.0 円	1 ~ 999999	17.0 円
~	円	~	円
~	円	~	円
~	円	~	円
~	円	~	円
A3用紙の使用 カウント数の算出基準	[O] シングル [] ダブル	A3用紙の使用 カウント数の算出基準	[O] シングル [] ダブル

追加保守料金 (1台あたり)

オプション名	オプション 料金(月額)
	円
	円
	円
	円
	円
	円

○備考

1. 基本料金方式の場合、月間基本料金と月間使用カウント数に応じて算出する加算料金の合計額をカウンター料金として請求します。一方、最低料金方式の場合、月間使用カウント数に応じて算出した金額が月間最低料金を下回る場合は、月間最低料金をカウンター料金として請求します。
2. カウンターサービス料金の計算にあたり、円未満の端数は四捨五入します。
3. 上記料金表の金額には、消費税および地方消費税は含まれておりません。従って、カウンターサービス料金の請求にあたり、別途申し受けます。

特約条項

- ・カウンターサービス料金の算出にあたり、不良出力分として、毎月の月間使用カウント数からモノクロ1%、カラー1%を控除します。

政務活動費領収書貼付用紙

員氏名(会派名)	田中美貴子	整理番号	7
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費		
支払内容	通信費（固定電話）		
支払金額	¥12,441	按分率	50% 計上額 ¥6,220
按分率の考え方	選挙期間を含む為、使用実態が明らかでない為		
備考	請求書添付		

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
31-04-25		料金払込 PE
記号	番号	
***	***	
取扱番号	お取引金額	
N042	*12,441	
	残高	
4605057696024		
払込金額 *12,441円		
払込内容 N T T ファイナンス		
平成31年 4月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。



印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

請求書 (西日本ご利用分)

611-0041
宇治市榎島町落合97-60

郵便区内特別



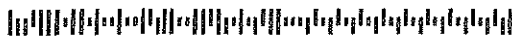
NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111007 10767 10705 00 J
61 000000 1 0 19040301J

田中 美貴子 様



019042101047211330

10767

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 3ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
0774-20-2002 [Redacted]	2019年 4月ご請求分	12,441円	2019年 5月 7日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 11,599円

NTTファイナンス分ご請求額 842円

(合計) 12,441円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0774-20-2002	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0774-20-2002			
◇NTT西日本ご利用分			
11,059	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 3月1日～ 3月31日	合 算
	-1,490	もっともっと割 1、2年目と割 3月1日～ 3月31日 10ヶ月経過後、割引額は1,590円。	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 3月1日～ 3月31日	合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料 3月1日～ 3月31日	合 算
	200	複数ダイヤル使用料 3月1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料 3月1日～ 3月31日	合 算
	1,344	ひかり電話 (通話料) 3月1日～ 3月31日	合 算
	3,782	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 3月1日～ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料 3月1日～ 3月31日 2番号分	合 算
		のご請求となります。	
	819	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇料金回収代行サービスご利用分			
540	540	フレッツ、まとめて支払い情報料 NTTメディアサプライご利用分。	非対象等
◇NTT西日本分 (小計)			
11,599	11,599	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
842	842	ASAHI ネットご利用料金 2019年02月ご利用分	非対象等
		株式会社朝日ネットご利用分。	
◇合計			
12,441	12,441	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ>	
		○「a.b.a」ポイントのお知らせ	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
---	--

M20021111007 10767 10705 00

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

員氏名(会派名)	田中美貴子	整理番号	8			
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費					人件費
支払内容	政務活動補助職員給与					
支払金額	¥302,177	按分率	50%	計上額	¥151,088	
按分率の考え方	選挙期間を含む為、使用実態が明らかでない為					
備考	勤務実績表・領収書・給与明細・保険料通知書添付					

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2019 年(西暦)
3 月分

氏 名



日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
2	土				0:00			0:00
3	日				0:00			0:00
4	月	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
5	火	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
6	水	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
7	木	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
8	金	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
9	土				0:00			0:00
10	日				0:00			0:00
11	月	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
12	火	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
13	水	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
14	木	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
15	金	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
16	土				0:00			0:00
17	日				0:00			0:00
18	月	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
19	火	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
20	水	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
21	木				0:00			0:00
22	金	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
23	土	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
24	日	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
25	月	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
26	火	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
27	水	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
28	木	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
29	金	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00
30	土				0:00			0:00
31	日				0:00			0:00
計		22 日間勤務 (D)		(A)	154:00	計 (A')		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

田中 美貴子



【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [154.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (B)
- ①' 月額の場合 [260,000] 円 (B)
- ② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)
- ③ 通勤手当・日額の場合 (D) [22 日] × [単価 円] = 0 円 (E)
- ③' " 月額の場合 [] 円 (E)
- ④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 260,000 円 (F)

【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】

(F) - [45,338 円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額)] = 214,662 円 (H)

金 214,662 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。

平成 31 年 4 月 25 日

氏 名






【政務活動費充当額の計算】

- 給与 実支給額 (H) [214,662 円] × [按分率 50 %] = 107,331 円 (I)
- 保険料等雇用主負担額 [42,177 円] × [按分率 50 %] = 21,088 円 (J)
- 諸控除額 (G) [45,338 円] × [按分率 50 %] = 22,669 円 (K)
- 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 151,088 円

労働契約書


1. 田中美貴子事務所（以下「事務所」という）と （以下「本人」という）とは、以下の条件により労働契約を締結する。


契約期間	<p style="text-align: center;">期間の定めなし・期間の定めあり (平成30年 6月 1日～平成31年 5月31日)</p> <p>契約の更新</p> <p>1 有期労働契約の更新の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 自動的に更新する <input checked="" type="checkbox"/> 更新する場合があります <input type="checkbox"/> 更新しない</p> <p>2 契約の更新は、次により判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ 有期契約従業員の能力、業務成績、勤務態度 ・ 事務所の経営状況
就業場所	宇治市宇治壺番134-1
業務の内容	政務活動に係る補助及び後援会関係事務
勤務時間、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>・ 始業・就業の時刻等 始業 9時00分 ～ 終業 17時00分迄 (内休憩時間 60分)</p> <p>・ 所定外労働時間 [有(1日3時間、1ヶ月45時間、1年360時間以内) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無]</p> <p>・ 休日労働 [有(1ヶ月3日以内、1年 日) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無]</p>
休日	・ 定休日; 毎週 土・日曜日、国民の祝日、事務所定めによる年末年始
休暇	・ 年次有給休暇 労基法に基づき与える
賃金	<p>1. 基本賃金 : 月給 (260,000円)</p> <p>2. 諸手当の額及び計算方法 イ (手当 円 / 計算方法:)</p> <p>3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 (25) % , <input type="checkbox"/> 休日 (35) % ハ 深夜 (25) %</p> <p>4. 賃金締切日 - 毎月末日 5. 賃金支払日 - 翌月25日</p> <p>6. 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 口座振込)</p> <p>7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 無 , 有)</p> <p>8. 昇給 (有(時期、金額等) , <input checked="" type="checkbox"/> 無)</p> <p>9. 賞与 (有(時期、金額等) , <input checked="" type="checkbox"/> 無)</p> <p>10. 退職金 (有(時期、金額等) , <input checked="" type="checkbox"/> 無)</p>
退職に関する事項	<p>1. 定年制 [有(60歳※) <input checked="" type="checkbox"/> 無] ※継続雇用の場合、65歳まで。</p> <p>2. 自己都合退職の手続き(退職する30日以上前に届け出ること)</p> <p>3. 解雇の手続き(原則として30日前に予告する。)</p>
その他	<p>・ 社会保険の加入状況 [厚生年金保険 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) , 健康保険 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)]</p> <p>・ 雇用保険の適用 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)</p> <p>・ 賃金支払いは本人との了解の下に銀行振込とする。</p>

2. その他、疑義が生じた場合には労働法令に従う。

平成 30 年 6 月 1 日

会社名称 田中美貴子事務所
所在地 宇治市宇治壺番134-1

使用者 京都府議会議員 田 中 美 貴 子 

本人住所: 

氏名  

【給与明細】

2019年4月分

本給		260,000
通勤費		0
支給合計金額		260,000
標準報酬月額		260,000
健康保険		13,039
介護保険		2,249
計		15,288
厚生年金		23,790
雇用保険		780
社会保険料合計		39,858
社会保険料等控除後		220,142
扶養親族数		0
所得税		5,480
住民税		0
控除金額		45,338
差引支給金額		214,662

被保険者健康保険料率	0.05015
被保険者介護保険料率	0.00865
被保険者厚生年金保険料率	0.09150
被保険者雇用保険料率	0.00300

事業主負担	健康保険	13,039
	介護保険	2,249
	計	15,288
	厚生年金	23,790
	こども・子育て拠出金	754
	労災保険	780
	一般拠出金	5
	雇用保険	1,560
	事業者負担社会保険料合計	42,177

事業主負担：こども・子育て拠出金率	0.00290
事業主雇用保険料率	0.00600
事業主労災保険料率	0.00300
事業主負担：一般拠出金	0.00002

保険料納入告知額・領収済額通知書



2559

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

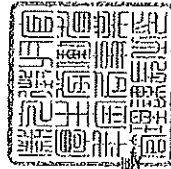
事業所整理記号	事業所番号	納付年月	納付期限	令和	元年	5月	31日
		平成	31年	健康勤定	厚生年金勤定	子ども・子育て支援勤定	
				健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
				30,576	47,580	884	
				合 計			¥79,040 円

平成	31年	3月分	保険料	領収日	令和	元年	5月	7日
			健康勤定				子ども・子育て支援勤定	
			健康保険料				子ども・子育て拠出金	
			30,576				47,580	
			合 計					¥78,910 円

令和 元年 5月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課
 (日本年金機構 年金事務所)
 東京都南



611-0021 宇治市 宇治 老番
134-1

田中美貴子事務所 田中 美貴子 様

540754AA 1319267 2/2 5FA1X0659634

(裏面へつづく)